

## 第77回国民体育大会 輸送・交通基本計画（案）

第77回国民体育大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第77回国民体育大会（以下「大会」という。）の輸送・交通業務を円滑に行う。

### 1 輸送・交通業務の基本的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

##### ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 特別招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者
- ⑫ 上記のほか、県または会場地市町村が必要と認めた者

##### イ 一般観覧者

#### (2) 実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として総合開会式3日前から総合閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、県と会場地市町村が協議の上、別に期間を定める。

#### (3) 業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、総合開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻等を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2km未満をいう。）は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要と認められる場合は、この限りでない。

### 2 全国輸送

#### (1) 全国輸送計画の策定

県は、関係機関及び関係団体の協力を得て、全国から来県する選手・監督及び役員等の全国輸送計画を策定する。

計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来県意向調査を実施する。

(2) 輸送業務の範囲

全国から来県する選手・監督及び役員等について、各都道府県出発地から宿泊地の間とする。

(3) 集合・解散輸送

大会に参加する選手・監督及び役員等の全国輸送は、自由集合・自由解散とするが、県は必要に応じて、列車の増発・増結等座席の確保及びその他輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体に要請する。

(4) 輸送案内

選手・監督及び役員等の輸送案内は、県が設置する総合案内所及び会場地市町村が設置する案内所において行う。

(5) 指定下車駅等の設定

選手・監督及び役員等の下車駅等は、県が会場地市町村と協議の上、会場地市町村の宿泊地の最寄りの駅等から1カ所以上を設定する。

(6) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅と宿舎の間の輸送について、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

### 3 総合開・閉会式輸送

(1) 総合開・閉会式輸送計画の策定

県は、関係機関及び関係団体の協力を得るとともに、式典計画及び総合開・閉会式会場整備計画等の関係する各種計画を十分に考慮し、総合開・閉会式輸送計画を策定する。

(2) 輸送業務の範囲

総合開・閉会式に参加する選手・監督及び役員等について、指定集合地と総合開・閉会式会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

総合開・閉会式における選手・監督及び役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、総合開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

宿舎と指定集合地が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引き継ぎを行うものとする。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体と協議の上、総合開・閉会式の計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導・乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 一般観覧者の輸送は、関係機関及び関係団体の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交

通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び駐車場等からのシャトルバスの運行や臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じる。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、総合開・閉会式会場の車椅子席利用者等の輸送については、別途配慮する。

#### (8) 車両許可証等の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

### 4 競技会場地輸送

#### (1) 競技会場地輸送・交通業務指針

県は、会場地市町村における輸送・交通業務を推進するため、競技会場地市町村輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営を期する。

#### (2) 競技会場地輸送計画

会場地市町村は、競技会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、競技会場地輸送計画を策定する。

同一の競技が2市町村以上の会場で行われる場合は、関係市町村が協議して策定する。

### 5 円滑な輸送の確保

#### (1) 借上バス・タクシー等の確保

県は総合開・閉会式輸送、会場地市町村は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス・タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、競技会場地輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等にバス確保の協力を要請する。

#### (2) 鉄道・路線バス等の確保

県は総合開・閉会式輸送、会場地市町村は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関及び関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

#### (3) 予備車の確保

県及び会場地市町村は、大会期間中、予備車を準備して、緊急時に備える。

### 6 駐車場の確保

県は総合開・閉会式輸送、会場地市町村は競技会場地輸送について、それぞれが道路交通事情及び大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

遠隔となる駐車場については、輸送距離、所要時間及び交通事情等を考慮して確保する。

### 7 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請する

とともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

## 8 輸送サービスの推進

### (1) 輸送担当係員の講習

県及び会場地市町村は、円滑な輸送を推進するため、必要に応じて県及び会場地市町村の輸送担当係員に対して、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等を実施する。

### (2) 輸送関係機関等の講習

県及び会場地市町村は、円滑な輸送を推進するため、関係機関及び関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上等のための講習会の実施を求めることができる。

## 9 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

## 10 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。